

2018 10.27

相続の いろは

贈与のすすめ ④

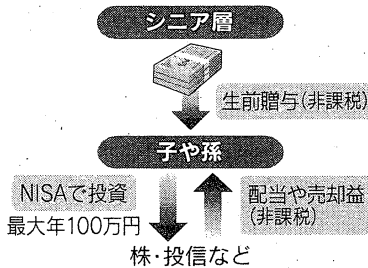
「少額投資非課税制度（NISA）と組み合わせれば、生前贈与と投資の2段階で非課税のメリットが受けられます」。証券会社では相続や贈与の相談に訪れた顧客にこんな助言をしている。NISAは個人に広く投資を促すために今年から始まった。年間100

NISAと組み合わせ

万円の購入額までなら、株式や投資信託の売却益や配当金が非課税になる仕組み。子や孫の世代がNISAで投資する資金を、生前贈与として代わりに出してあげるのだ。NISAの非課税期間は5年間。投資総額で最大500万円が非課税枠となる。もちろん、株式や投資は価格変動リスクがあるから運用次第で資産の価値は増減するが、生前贈与の枠内で、長い目でみた子や孫の資産づくりを支援できる。現行制度ではNISA

2段階で非課税に

非課税のメリットが大きい



子ども版NISAができる

- 対象は0～19歳
- 投資額は年80万円
- 原則として親権者が口座管理
- 18歳になれば払い出せる

口座を開設できるのは20歳以上。金融庁は2015年度の税制改正要望で、未成年者にも広げた「子ども版NISA」の創設を目指している。祖父母が生まれたばかりの待もある。(随時掲載)